

水戸市障害者等移動支援事業実施要項

平成 18 年 9 月 29 日

水戸市告示第 180 号

(目的)

第 1 条 この要項は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、単独で移動することが困難な障害者等に対して付添いを行う者（以下「移動支援員」という。）を派遣し、その移動を支援する事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(移動支援員の資格)

第 1 条の 2 派遣する移動支援員は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 17 年厚生労働省告示第 538 号）第 1 条各号のいずれかに掲げる者とする。

(事業の対象者)

第 2 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する障害者等で、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が派遣を必要と認めるものとする。ただし、他市町村の支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けている者、他市町村長の承認により市内の福祉ホーム（法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）に入居している者又は同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護若しくは同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援の対象となる者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳（次号において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている視覚障害者又は視覚障害児のうち、単独で外出することが困難であるもの
- (2) 身体障害者手帳（障害の級別が 1 級又は 2 級のものに限る。）の交付を受けている者のうち、両上肢、両下肢又は体幹の機能の障害を有し、かつ、単独で外出することが困難であるもの
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通達）に定める療育手帳の交付を受けている知的障害者又は知的障害児のうち、単独で外出することが困難であるもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者等のうち、単独で外出することが困難であるもの

(5) 法第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている障害者等のうち、単独で外出することが困難であるもの

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、市外に居住している障害者等で本市の支給決定を受けているもの又は市長の承認により市外の福祉ホームに入居しているもののうち、前項各号のいずれかに該当する者は、対象者とする。

（事業の内容等）

第3条 市長は、障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合において、1日範囲内で用務を終えることが可能と認められるときに、移動支援員を派遣するものとする。

(1) 公的機関、医療機関等への外出をするとき。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付又は予防給付を受けることができる者の当該介護給付又は予防給付の対象となる外出及び法第5条第2項に規定する居宅介護に係る支給決定を受けている者の当該居宅介護の対象となる外出を除く。

(2) 社会参加の促進に必要な外出をするとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 通勤、営業その他の経済活動のための外出をするとき。

イ 宗教活動のための外出をするとき。

ウ 通学等の通年かつ長期に継続する外出をするとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

（利用の申請）

第4条 事業を利用しようとする者又はその保護者は、移動支援事業利用（更新・変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 対象者であることを証明する書類

(2) 世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているものに限る。）

(3) 対象者及び対象者の属する世帯の他の世帯員の市町村民税課税証明書若しくは非課税証明書又は生活保護受給証明書

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請に係る障害者等が第2条第1項第3号から第5号までに該当する者であるときは、第1項の申請の際、次の各号に掲げる事項について聴取を行うものとする。

- (1) 歩行に関する事項
 - (2) 移乗に関する事項
 - (3) 移動に関する事項
 - (4) 排尿に関する事項
 - (5) 排便に関する事項
- (利用の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上適否を決定し、移動支援事業利用決定（変更）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するとともに、事業を利用することが適当であると認めるときは、移動支援事業利用受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付する。

2 市長は、前項の規定による利用の決定に当たっては、事業を利用しようとする者の心身の状況、支援の必要性等を勘案して1月当たり30時間を上限として利用時間を決定するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による利用の決定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、当該決定をした日から起算して1年を経過した日の属する月の末日までの範囲内において市長が定める期間とする。

(有効期間の更新等)

第5条の2 前条第1項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、有効期間の満了後においても事業を利用しようとするときは、市長の定める期間内に当該有効期間の更新の申請をしなければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による更新の申請及び当該申請に係る決定について準用する。

(利用の変更及び廃止)

第6条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、移動支援事業利用（更新・変更）申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所等を変更したとき。
- (2) 心身の状況に大きな変化があったとき。
- (3) 事業の利用を必要としなくなったとき。

(利用の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象者でなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

2 利用者は、前項の規定により利用の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に移動支援員の派遣を受けているときは、市長が定める期日までに移動支援員の派遣に要した費用から第10条の規定により事業者に対して支払った額を控除した額に相当する額を支払わなければならない。

(事業の委託)

第8条 市長は、事業の実施を、次の各号に掲げる法人に委託するものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所を運営する法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人

(利用の申込み)

第9条 利用者は、事業を利用しようとするときは、前条の規定により事業の委託を受けた者（以下「事業者」という。）に直接申し込むものとする。この場合において、利用者は、受給者証を提示しなければならない。

(費用の負担)

第10条 利用者は、事業を利用したときは、別表に掲げる額を事業者を支払わなければならない。ただし、利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、無料とする。

- (1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯
- (2) 第4条第1項の規定による申請をする日（第5条の2第2項において準用する第4条第1項の規定による更新の申請の場合にあっては、有効期間の満了の日の翌日）の属する年度（その日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯又は市町村民税の額が均等割の額のみ
の世帯

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年8月2日告示第165号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年7月1日告示第170号）

(施行期日)

1 この要項は、平成22年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事業の利用の申請その他必要な行為は、同日前においても、この要項による改正後の水戸市障害者等移動支援事業実施要項の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この要項の施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

（施行期日）（平成 25 年 4 月 1 日告示第 76 号）

1 この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以降においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 87 号）

この要項は公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 1 月 4 日告示第 3 号）

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

（水戸市障害者等移動支援事業実施要項の一部改正に伴う経過措置）

4 第 2 条の規定による改正後の水戸市障害者等移動支援事業実施要項の規定は、施行日以後になされる移動支援員の派遣の申請について適用し、施行日前になされた移動支援員の派遣の申請については、なお従前の例による。

付 則（平成 28 年 9 月 20 日告示第 235 号）

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の前日に作成した様式第 1 号の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和元年 12 月 16 日告示第 140 号）

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の前日に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、

所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第 110 号）

（施行期日）

1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の前日に作成した様式第 1 号及び様式第 3 号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

別表（第 10 条関係）

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30 分未満の場合	254 円	105 円
30 分以上 1 時間未満の場合	402 円	197 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 円	276 円
以後 30 分増すごとに	83 円を加算した額	70 円を加算した額

様式第2号（第5条関係）

移動支援事業利用決定（変更）通知書

年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった移動支援事業の利用について、次のとおり決定（変更）したので通知します。

記

決 定 の 内 容	支援します ・ 却下します（理由 ）
利 用 決 定 障 害 者 （ 保 護 者 ） 氏 名	
利 用 決 定 に 係 る 障 害 児 氏 名	
受 給 者 番 号	
支 援 の 内 容	1 身体介護を伴うもの 2 身体介護を伴わないもの
利 用 決 定 時 間 数	月 時間
有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
負 担 区 分	無料 10%負担
特 記 事 項	

移動支援事業利用受給者証				
受給者証番号				
利用者決定障害者 (保護者)等	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
障害児	氏名		生年月日	年 月 日
決定内容	支援内容	1 身体介護を伴うもの 2 身体介護伴わないもの		
	利用決定時間数	1月あたり 時間を上限とする。		
負担区分	無料 10%負担			
有効期間	年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日				
水戸市長 印				

裏面

移動支援事業者記入欄					
1	事業者及びその事業所の名称				
	支援内容	1 身体介護を伴う		2 身体介護を伴わない	
	契約支給量	月		時間	
	契約日	年	月	日	事業者 確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日	事業者 確認印
2	事業者及びその事業所の名称				
	支援内容	1 身体介護を伴う		2 身体介護を伴わない	
	契約支給量	月		時間	
	契約日	年	月	日	事業者 確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日	事業者 確認印
3	事業者及びその事業所の名称				
	支援内容	1 身体介護を伴う		2 身体介護を伴わない	
	契約支給量	月		時間	
	契約日	年	月	日	事業者 確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日	事業者 確認印